

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 伊藤クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市太橋町7番20号 栄久ビル2BF
- (3) 設立認可年月日 平成 5年2月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 5年4月 2日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	伊藤クリニック	長崎県長崎市太橋町7番20号 栄久ビル2BF	
医療機関 コード	4210162949		

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 6年 5月 27日令和5年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 伊藤クリニック
所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号栄久ビル2BF

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,114	I 流 動 負 債	5,891
II 固 定 資 産	6,456	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	6,445	負 債 合 計	5,891
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	△ 5,321
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	4,679
資 産 合 計	10,570	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,570

様式 4 - 2

法人名 医療法人 伊藤クリニック
所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号栄久ビル2BF

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	24,617
2 事業費用	27,220
本来業務事業損失	△ 2,603
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 2,603
II 事業外収益	99
III 事業外費用	
経常損失	△ 2,504
IV 特別利益	
V 特別損失	△ 1,610
税引前当期純損失	△ 4,114
法人税等	71
当期純損失	△ 4,185

様式 2

法人名 医療法人 伊藤クリニック
所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2BF

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	10,570 千円
2. 負 債 額	5,891 千円
3. 純 資 産 額	4,679 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,114
B 固 定 資 産	6,456
C 資 産 合 計 (A+B)	10,570
D 負 債 合 計	5,891
E 純 資 産 (C-D)	4,679

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 伊藤クリニック
理事長 伊藤 年徳 殿

私は、医療法人伊藤クリニックの令和6会計年度（令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 5月20日

医療法人 伊藤クリニック

監事 伊藤 信一郎

